

轉出届（郵便用）

下記事項を記載のうえ、市民課までお送りください。

【同封するもの】

- ①下記申請書
②返信用封筒（送付先を記入し、切手を貼付したもの）

※特例転出（マイナンバーカードをお持ちの方のみ）

を希望する場合または国外への転出の場合は不要です。

③本人確認書類の写し

運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）、パスポート、資格確認証等

④以下に該当するもの（お持ちの方のみ）

国民健康保険の資格確認証、各種医療証（子ども、後期高齢者等）、

介護保險被保險者証

【郵送先】

818-8686

福岡県筑紫野市石崎1丁目1番1号

福岡県筑紫野市役所 市民課

TEL : 092-923-1111

以下の事項を希望する場合、□に✓を記入してください。

- 特例転出（マイナンバーカードをお持ちの方のみ）

※特例転出を希望される方は必ず、別紙「特例転出について」をご確認ください。

- 転出証明書の再交付（紛失等による再交付を希望する場合のみ）

※届出の際、このページは添付不要です。

特例転出について

特例転出とは、有効期限内のマイナンバーカードを利用して転入手手続きが行える転出届の特例となります。紙の転出証明書を今までの住所地から郵送で受け取る必要がないため、より早く転入手手続きを行うことができます。

マイナンバーカード



○特例転出を希望された方には、処理が完了次第**担当者からお電話でご連絡します。**日中ご連絡がとれる電話番号を必ず記入してください。連絡を受けた後、カードを持参のうえ転入手手続きを行ってください。（カードを持参しなければ手続きができません）

○転入手手続きの際に暗証番号（4ヶタの数字）の入力が必要になります。

※代理人に手続きを依頼する場合

- 代理人が同一世帯の場合：代理人に暗証番号の入力をしていただきます。あらかじめ暗証番号をお伝えください。
- 代理人が別世帯の場合：委任状等が必要になりますので、新しい住所の市区町村へお問い合わせください。

○転入手手続きは以下のいずれか早い方の期限内に行ってください。**期限を過ぎるとカードを利用しての転入手手続き及びカードの継続利用ができなくなる**場合があります。

- 転出届に記入した異動日（新しい住所に住み始める予定の日）から30日以内
- 実際に転入先に住み始めてから14日以内

○継続利用ができなかったカードは失効します。マイナンバーカードの再発行には手数料がかかる場合があるため、新しい住所の市区町村へお問い合わせください。

○カードをお持ちの方で特例転出を希望しない場合は、紙の転出証明書を発行いたします。